

保発0131第1号
令和6年1月31日

都道府県知事
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和六年度及び令和七年度における財政安定化基金拠出率の告示について（通知）

本日、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和六年度及び令和七年度における財政安定化基金拠出率（令和6年厚生労働省告示第27号）が告示されたところです。

内容につきまして、下記のとおりお知らせしますので、御了知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める令和6年度及び令和7年度における財政安定化基金拠出率を10万分の41とすること。（令和6年4月1日適用）